

○消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について

改正			現行		
別表			別表		
特定製品の区分	技術上の基準	解釈	特定製品の区分	技術上の基準	解釈
1～4(略)	(略)	(略)	1～4(略)	(略)	(略)
5. 携帯用レーザー応用装置	(略)	<p>1(1) レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 1 1) レーザ製品の安全基準8クラス分けの規定による測定方法により測定して確認すること。ただし、9. 2レーザー放射の測定及び9. 3測定光学系の適用については、Publication IEC 60825-1(Second edition-2007)I-SH 01によることができる。</p> <p>「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にLED等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。</p> <p>なお、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 1 1) レーザ製品の安全基準3. 19クラス1Mレーザー製品であっても、8クラス分けの規定による測定方法におけるクラス2に対して要求される限界値を超えないものは、クラス2レーザー製品として扱って差し支えない。</p> <p>「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。</p>	5. 携帯用レーザー応用装置	(略)	<p>1(1) レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 0 5) レーザ製品の安全基準9. クラス分けのための測定の規定による測定方法により測定して確認すること。</p> <p>①の規定については、目視及びスケールにより確認すること。</p> <p>②の規定については、目視により確認すること。</p> <p>「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。</p> <p>「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態に</p>

- (2) レーザ製品のクラスについては、(1)と同様の方法により測定して確認すること。
- 2 回路図及び部品配置図を入手した上で、目視及び出力を測定して確認すること。
「出力安定化回路」とは、電源の出力を調整する等により、放出されるレーザー光の出力を制限する回路をいう。
- 3 (1) 「それ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるもの」とは、いわゆるレーザーポインターを指すが、事務用品としてのレーザーポインター以外に、レーザー付きジグソー、レーザー照準器付きモデルガン、レーザー付き温度計等の、工具、計器等を含む。
「レーザー光の放出状態を維持する機能」とは、例えば、レーザー光が照射される状態でスイッチを固定する機能等をいう。
- (2) ① レーザーシステムの故障状態を模擬する等の状態で、測定して確認すること。

ある場合にLED等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。

なお、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令(平成22年経済産業省令第60号)で、改正前の「② 質量(使用する電池の質量を含む。)が40グラム以上であること。」、「③ 使用する電池の形状が単3形、単4形又は単5形であること。」、「④ 使用する電池の数が2個以上であること。」に係る技術上の基準及び改正前の別表第2の型式の区分が削除されたことにより、新たに適用されることとなった電源を自ら備えていない製品においては、平成23年9月26日までの間は、法第4条第1項の規定にかかわらず、法第13条の規定による表示が付されていない携帯用レーザー応用装置を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

- (2) レーザ製品のクラスについては、(1)と同様の方法により測定して確認すること。
- 2 回路図及び部品配置図を入手した上で、目視及び出力を測定して確認すること。
「出力安定化回路」とは、電源の出力を調整する等により、放出されるレーザー光の出力を制限する回路をいう。
- 3 (1) 「それ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるもの」とは、いわゆるレーザーポインターを指すが、事務用品としてのレーザーポインター以外に、レーザー付きジグソー、レーザー照準器付きモデルガン、レーザー付き温度計等の、工具、計器等を含む。
「レーザー光の放出状態を維持する機能」とは、例えば、レーザー光が照射される状態でスイッチを固定する機能等をいう。
- (2) ① レーザーシステムの故障状態を模擬する等の状態で、測定して確認すること。

		<p>レーザーシステムには、レーザー光源、電源、レーザー光の出力を制御する機能、レーザー光を走査させる装置においてはレーザー光を走査させる機能等を含む。</p> <p>② 切替え機能によらずレーザー光の放出を停止させた上で、目視により確認すること。</p> <p>「使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合」とは、電池切れにより停止した時、故障状態になった場合等、使用者の意図によらず停止した場合をいう。したがって、使用者が意図してレーザー光の放出を停止するために、電源を切る場合等は含まない。</p> <p>「スイッチを入れ直すこと等を必要とする」とは、電池切れ等により装置がレーザー光の放出を停止した場合に、電池を入れ直したとき等にレーザー光が放出状態でないことを意図しており、機械的なスイッチであればレーザーの放出状態を切る状態となること、電子的なスイッチであれば電池を入れ直したとき等に電源等を押す必要があることをいう。</p> <p>4 携帯用レーザー応用装置の外見の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。</p>			<p>レーザーシステムには、レーザー光源、電源、レーザー光の出力を制御する機能、レーザー光を走査させる装置においてはレーザー光を走査させる機能等を含む。</p> <p>② 切替え機能によらずレーザー光の放出を停止させた上で、目視により確認すること。</p> <p>「使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合」とは、電池切れにより停止した時、故障状態になった場合等、使用者の意図によらず停止した場合をいう。したがって、使用者が意図してレーザー光の放出を停止するために、電源を切る場合等は含まない。</p> <p>「スイッチを入れ直すこと等を必要とする」とは、電池切れ等により装置がレーザー光の放出を停止した場合に、電池を入れ直したとき等にレーザー光が放出状態でないことを意図しており、機械的なスイッチであればレーザーの放出状態を切る状態となること、電子的なスイッチであれば電池を入れ直したとき等に電源等を押す必要があることをいう。</p> <p>4 携帯用レーザー応用装置の外見の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。</p>
6~10(略)	(略)	(略)	6~10(略)	(略)	(略)